

保 管 依 頼 書

平成 年 月 日

霧島市長 前田 終止 殿

下記買受公売財産について、買受代金納付後、私が引き取るまで、霧島市に保管を
依頼します。霧島市が保管中に下記買受公売財産が破損、紛失などの被害を受けても、
霧島市が一切の責任を持たないことに同意します。

記

買受公売財産の売却区分番号

住 所

氏 名

㊞

連絡先

※ 買受代金納付後に保管費用が必要な場合、その費用は買受人の負担となります。

※ 霧島市のインターネット公売ガイドライン等をよくお読みの上、手続きをして下さい。